

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		特定公共賃貸住宅の入居者の決定		
根拠法令及び条項		公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号)第 45 条第 2 項		
所 管 部 課 名		建設部 建築住宅課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	①多治見市営住宅管理条例(昭和 49 年条例第 13 号)第 49 条 ②多治見市営住宅管理条例施行規則(昭和 49 年規則第 26 号)		
	基 準	市営住宅入居者の決定(選考)と同様とする。		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 4～7 日程度 (注: 休日は含まない。)		
	内 訳	経由機関 日 (機関名) 協議機関 日 (機関名) 処分機関 4～7 日		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				